

老人保健・国民健康保険前期高齢者証で医療を受けている方へ

『限度額適用・標準負担額減額認定証』をお持ちですか。この認定証の交付を受けると、入院時の自己負担金と食事代が減額され、さらに外来の場合でも医療費が高額になったときの自己負担限度額が低くなります。

この認定証の交付には、申請が必要です。有効期限は申請月の初日から申請月以降最初の7月31日までですので、現在認定証をお持ちの方についても、8月1日以降に再度申請が必要となります。

減額認定の要件

○老人保健 低所得Ⅱ

同一世帯の世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ

同一世帯の世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

○国民健康保険前期高齢者 低所得Ⅱ

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の方
低所得Ⅰ

同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方。

老年人に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

（平成18年8月から2年間）

老年人に係る住民税非課税措置の廃止により低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、その課税者が合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の方のみ場合は、同一世帯内の非課税者は申請すると、医療費が高額になったときの自己負担限度額および入院時の食事代の標準負担額は「低所得Ⅱ」が適用されます。



※国民健康保険前期高齢者とは、平成14年10月1日以降に70歳に到達した国保被保険者の方です。
※住民税未申告の世帯については判定ができませんので、申告していただくことになります。また、世帯構成変更などにより年度途中から該当する場合があります。

◆問い合わせ先

市伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111

・国民健康保険係（内線1186）

・老人保健係（内線1187）

水戸地方法務局取手出張所では、不動産登記及び商業・法人登記のオンライン申請が始まりました

これによって、次のような取扱いに変わりました。

●不動産及び商業・法人の登記申請を、現行の書面による登記申請に加えて、インターネットを利用して行うことも可能になりました。

●登記事項証明書（登記事項証明書）の交付を、オンラインで請求することが可能となりました。オンラインで申請されたものは、郵送されます。

●従来、登記完了とともに交付していた「登記済証（権利証）」は廃止され、「登記識別情報の通知」及び「登記完了証」を交付することとなりました。

なお、現在、所有者の方が持っている登記済証（権利証）は、今後も書面申請において、登記義務者を証明する書類として利用することが認められています。

●水戸地方法務局取手出張所管轄の一筆の土地または一個の建物ごとに「不動産番

号」が付けられます。「不動産番号」は登記事項証明書、登記完了証などに表示されます。

●オンラインによる登記申請についての詳しい手続きについては、次のホームページをご覧ください。

- 法務省ホームページ（不動産登記の電子申請について）
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>
- 法務省ホームページ（商業法人登記の電子申請について）
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>
- 法務省オンライン申請システムのページ
<http://shinsei.moj.go.jp/>

◆問い合わせ先

水戸地方法務局取手出張所 ☎ 0297-83-0057